

日本接着歯学会慶弔内規

1. 本内規は日本接着歯学会員などの慶事、弔事について規程するものである。
2. 慶弔に関する情報は可及的速やかに、学会長ならびに本学会事務局に連絡するものとする。
3. 本学会会員が叙勲その他の褒章を受けた場合、会長名による祝電を打つものとする。
4. 本学会理事および名誉会員が逝去した場合には、会長名による弔電および学会名を付した生花を捧げ、併せて会長もしくは副会長が本会を代表して出席し香典を供えることとする。
5. 歯学関連学会の学会長および本学会賛助会員の代表者が逝去した場合には、会長名による弔電を打つものとする。
6. 香典の金額については、会長一任とする。
7. その他、学会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
8. 慶弔に関する記事は直近発行の機関誌“接着歯学”にその都度掲載するものとする。

本内規は平成9年1月24日制定の内規を改訂したもので、平成12年1月21日から施行する。